

訓 令

埼玉県訓令第七号

本 庁

埼玉県消防学校

埼玉県防災航空センター

埼玉県消防関係職員の服制及び制服の貸与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県消防関係職員の服制及び制服の貸与に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県消防関係職員の服制及び制服の貸与に関する規程（昭和五十八年埼玉県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「危機管理防災部消防防災課」を「危機管理防災部消防課の職員、危機管理防災部災害対策課」に改める。

第三条第二項中「埼玉県危機管理防災部消防防災課長」を「埼玉県危機管理防災部消防課長、埼玉県危機管理防災部災害対策課長」に改める。

「危機管理課長、消防防災課長、化学保安課長、消防学校長	及び防災航空センター所長又はこれらに相当する職にある者	「危機管理課長、消防防災課長、化学保安課長、消防学校長	及び防災航空センター所長又はこれらに相当する職にある者	「危機管理課長、消防防災課長、化学保安課長、消防学校長	及び防災航空センター所長又はこれらに相当する職にある者	「危機管理課長、消防防災課長、化学保安課長、消防学校長	及び防災航空センター所長又はこれらに相当する職にある者
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

管理課、	「危機管理課、						
課、 災	消防防災課	消防課、 災					
策課及	及び化学保	害対策課及	害対策課及	「危機管理課、	「危機管理課、	「危機管理課、	「危機管理課、
学保安	安課の主査	び化学保安	び化学保安	消防防災課、	消防防災課、	消防課、 災	消防課、 災

主幹、	並びに消防	課の主査並	化学保安課、	害対策課、
学校の	学校及び防	びに消防学	消防学校及	化学保安課、
部長並	ひ' 災航空セン	や 校及び防災	び' 防災航空	や 消防学校及
防災航	ターの担当	航空センタ	センターの	び' 防災航空
ソナー	課長又はこ	一の担当課	主任、主事	センターの
長又は	れらに相当	長又はこれ	及び技師	主任、主事
らに相	する職にあ	らに相当す	」	及び技師
る職に	る者	」	る職にある	」
者	」	者	」	」

「危機管理課長、消防防災課長、
化学保安課長、消防学校長及
び' 防災航空センター所長又は
これらに相当する職にある者」

「危機管理課長、消防
害対策課長、化学保
消防学校長及び' 防
災センター所長又はこれら
る職にある者

課長、災 「危機管理課、消防防災課及び 「危機管理課、消防課、災害対
安課長、 化学保安課の主幹、消防学校 策課及び' 化学保安課の主幹、
航空セン ひ' の担当部長並びに防災航空セ や 消防学校の担当部長並びに防
に相当す ソナーの隊長又はこれらに相 災航空センターの隊長又はこ
」 当する職にある者 」 れらに相当する職にある者 」

「危機管理課、消防防災課及び 「危機管理課、消防課、災害対策
化学保安課の主査並びに消防 課及び' 化学保安課の主査並びに
ひ' 学校及び' 防災航空センターの や 消防学校及び' 防災航空センター ひ' 学
担当課長又はこれらに相当す の担当課長又はこれらに相当す 航
る職にある者 」 る職にある者 」

機管理課、消防防災課、化 「危機管理課、消防課、災害対策
保安課、消防学校及び' 防災 課、化学保安課、消防学校及び
空センターの主任、主事及 防災航空センターの主任、主事
技師 」 及び技師 」

「この命令は、令和二年四月一日から施行する。」